

放送大学学園減損会計に関する事務取扱要領

平成28年5月17日

常勤理事会決定第2号

改正 平成31年4月26日、令和元年6月24日

(目的)

第1条 この要領は、放送大学学園会計規程（平成15年放送大学学園規程第21号）第47条の2の規定に基づき、放送大学学園が保有する固定資産の減損会計の事務取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 固定資産の減損に関する取扱いについては、放送大学学園会計基準（平成15年文部科学大臣決定。以下「会計基準」という。）に定めがある場合のほか、この要領の定めるところによる。

(対象資産)

第3条 減損会計の適用対象となる固定資産（以下「減損対象資産」という。）は、会計基準第27及び第28に定める固定資産のうち、次に掲げる資産以外の資産とする。

一 次に掲げるアからウの全てに該当する資産

ア 「機械及び装置」、「工具」、「器具及び備品」、「車両運搬具」又は「無形固定資産（償却資産に限る。）」であること。

イ 取得価額が5,000万円未満であること。

ウ 耐用年数が10年未満であること。

二 耐用年数が10年以上で、取得価額が500万円未満である「工具」、「器具及び備品」

三 構築物（建物に附属していないものをいう。）

四 図書

五 美術品、收藏品

六 帳簿価額が備忘価額のもの

(一体判定)

第4条 複数の固定資産が一体となって使用されている場合（土地を除く。）には、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）の判定は、これらの固定資産を一体として判定することができる。

2 前項の一体として判定する基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 その使用において、複数の固定資産が他の固定資産と補完的な関係を有すること。

二 複数の固定資産が通常他の資産と同一目的のために同時又は時間的に近接して使用がなされることが想定されること。

(減損対象資産の管理計画)

第5条 物品管理者（物品管理者代理を含む。）、財産管理者（財産管理者代理を含む。）又は財産管理担当者（財産管理担当者代理を含む。）（以下「物品管理者等」という。）は、減損対象資産に

ついて、当該資産の利用に関する計画（以下「管理計画」という。）を作成しなければならない。ただし、管理計画を作成済みの資産と一体となる資産を取得した場合は、管理計画の作成を要しない。

- 2 物品管理者等は、必要が生じた場合には、管理計画を変更しなければならない。
- 3 第1項で作成した管理計画は、次の事項を確認できるように別紙様式による固定資産管理計画表（以下「管理計画表」という。）を作成するものとする。
 - 一 資産の概要
 - 二 使用目的
 - 三 使用計画
 - 四 市場価格（算出方法）
（資産の利用状況の把握）

第6条 物品管理者等は、管理する減損対象資産の現況を常に把握し、記録しておかなければならない。
（減損の兆候）

第7条 物品管理者等は、事業年度ごとに、減損対象資産について減損の兆候に関する調査を行い、減損の兆候を判定しなければならない。

- 2 減損の兆候の判定をする時期は、減損対象資産の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく、その他の場合には当該年度の2月末日までに行うものとする。
 - 一 移築等を行う場合
 - 二 不用決定を行う場合
 - 三 交換を行う場合
 - 四 用途変更を行う場合
 - 五 亡失等があった場合
 - 六 減損対象資産の異常又は用途等の障害があった場合

3 物品管理者等は、前項により減損の兆候があると判定した資産を理事長に報告しなければならない。

- 4 前項に規定する減損の兆候がある場合の報告は、管理計画表によるものとする。
（減損の認識）

第8条 理事長は、物品管理者等から前条第3項に基づく報告を受けたときは、当該資産について次の各号のいずれかに該当する場合に減損の認識をするものとする。

- 一 固定資産が使用されている業務の実績、業務運営の環境が著しく悪化した場合
- 二 固定資産の市場価額が著しく下落した場合
- 三 固定資産について、使用しないという決定をした場合

2 理事長は、前項により減損の認識をした場合は、物品管理者等に通知するものとする。

3 前項に規定する減損の認識の通知は、管理計画表によるものとする。

第9条 物品管理者等は、前条第2項の通知を受けた場合は、減損が認識された固定資産について、

帳簿価額が回収可能サービス価額を上回るときは、固定資産台帳価額を回収可能サービス価額まで減額しなければならない。

2 減損額の測定は、決算日の帳簿価格を基礎とする。

(減損処理後の会計処理)

第10条 減損処理を行った固定資産については、減損後の帳簿価額に基づき減価償却を行わなければならない。

2 前項の場合において、必要に応じて、当該固定資産の耐用年数及び残存価額を見直すものとする。

3 減損の戻入は、行ってはならない。

(減損損失額等の通知)

第11条 物品管理者等は、帳簿価額の減額を行った固定資産及び減損の兆候はあるが減損が認識されなかった固定資産について、会計基準別添に定める事項に当該固定資産の管理計画表の写しを添付のうえ、関係する部課室及び学習センターへ通知するものとする。

附 則 (平成28年5月17日)

この要領は、平成28年5月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月26日)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月24日)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

減 損 対 象 固 定 資 産 管 理 計 画 表

(元号) 年度

物品管理者： (本部・学習センター) 氏 名

作成日： (元号) 年 月 日

グループコード	グループ名	取得価額 円	期首帳簿価額 円	期末帳簿価額 円	使用目的	使用計画		使用報告	市場価格 円	減損の兆候判定		減損の認識	備考
						判定基準	計画数量 (昨年度実績) 円	期末実績 円		第7条第2項 第1号～第6号	その他		

第 号
(元号) 年 月 日

放 送 大 学 学 園
理 事 長 殿

上記減損の兆候を報告する。

放 送 大 学 学 園
物 品 管 理 者 印

第 号
(元号) 年 月 日

放 送 大 学 学 園
物 品 管 理 者 殿

上記減損を認識をした・(しない)ので通知する。

放 送 大 学 学 園
理 事 長 印

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 変更の計画の場合には、標題の右側に「変更の分」と記載する。
- 3 物品管理者は、放送大学学園減損会計に関する事務取扱要領に規定する物品管理者等とする。
- 4 この報告書には、減損対象資産グループの内訳を添付する。
- 5 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。